

第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)

～子どもの成長をみんなで支え、
子どもも大人もともに学び育つまちへ～

別 冊

令和8年度の取り組み

令和8年4月

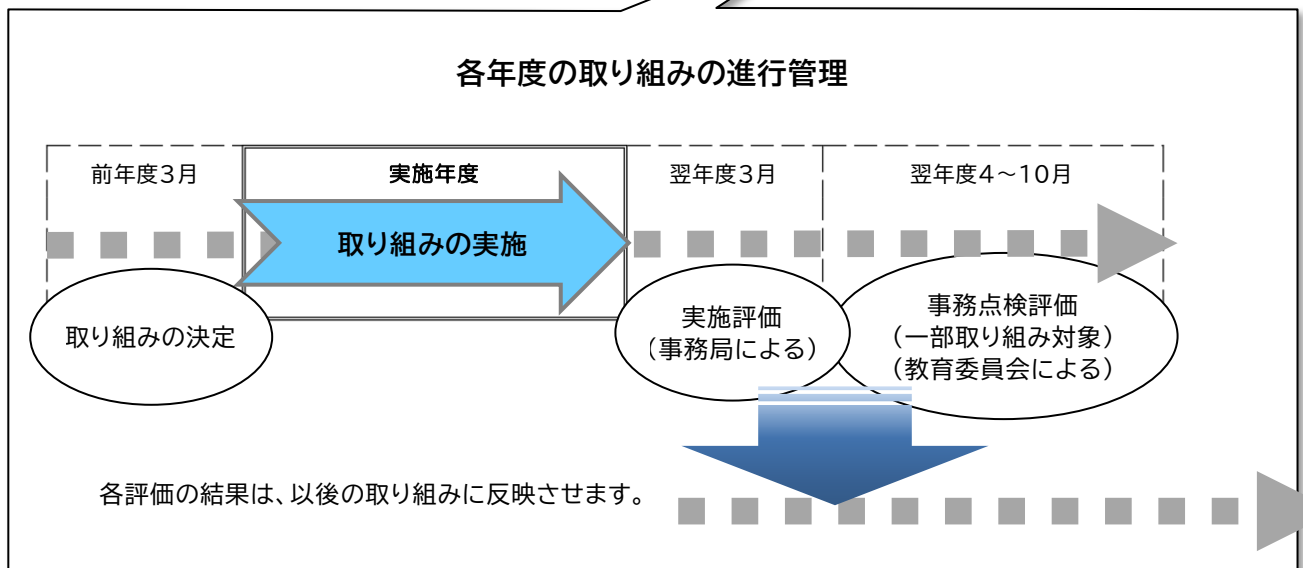
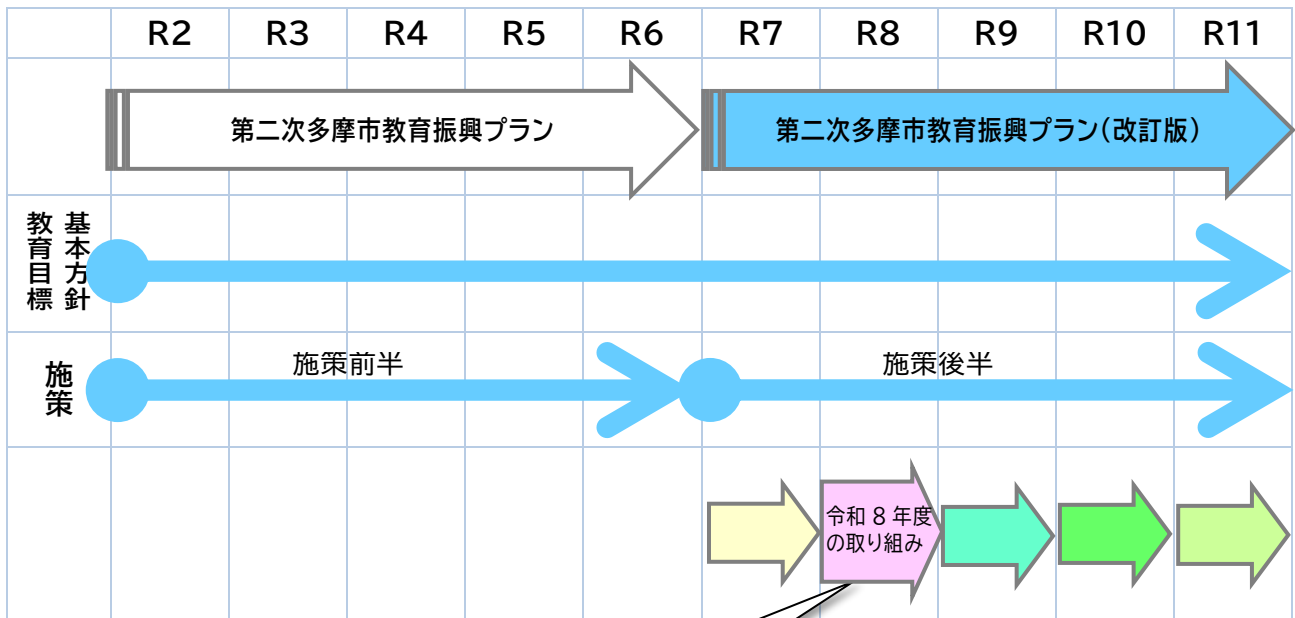
多摩市教育委員会

多摩市教育委員会では、教育の振興に関する基本計画として「第二次多摩市教育振興プラン」を令和2年3月に策定しました。策定から5年目を迎え、プランの中間見直しを行い、令和7年度からの5年間に取り組むべき施策を定めた「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」を策定しました。この計画は、令和12年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組むべき施策を定めたものです。

この計画で定めた施策を推進するにあたり、各年度に実施する取り組みを毎年度定めます。

このたび、令和8年度の取り組みを策定しました。教育委員会では、ここに定める取り組み内容に沿って事務事業を実施します。そして、年度が満了した時点で取り組み結果を評価することを通じて、その後の取り組みの見直し、改善を行い、教育振興プランの目標の着実な達成を目指します。

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）の計画期間



目次

1 「確かな学力」を育む教育の推進	3
2 「豊かな心」を育む教育の推進	8
3 「健やかな体」を育む教育の推進	13
4 児童・生徒の学びを支える環境づくり	16
5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実	23

R 8年度の取り組みの見かた

カッコの番号で始まる項目は、「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」に定めた基本施策に基づく取り組みです。

網かけ部分は、「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」の記載内容です。

「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」の該当ページです。

（2）家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実

39ページ

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子と一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

- 小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設を活用し「家庭教育学級・講座」を実施します。オンラインを活用するなど多様な方法での開催を提案し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の子ども理解につながる学習機会を充実させることで、家庭教育力の向上を図ります。【公民館】2－（6）ア再掲
- 家庭教育・子育てを支援する講座として、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」に基づき、身近な家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これからの生き方などを考える継続した学びの講座などを実施します。【公民館】2－（6）ア再掲
- 保育園を毎月定期的に開放し、乳幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集まり、情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによる子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【公民館】2－（6）ア再掲

カタカナ記号で始まる項目は、「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」の施策に基づき、令和8年度に行う具体的な取り組みです。取り組み内容の末尾【 】は、当該取り組み内容の主管課です。

ひとつの取り組み内容が、複数の施策に基づく場合があります。そのような取り組みは、関係する施策ごとに掲載し、2回目に掲載している箇所では、内容の末尾に再掲である旨を記載しています。

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）に基づく令和8年度の取り組み

1 「確かな学力」を育む教育の推進

（1）学力の定着・伸長を促す学習指導の充実

19ページ

多摩市のすべての児童・生徒に確かな学力を確実に定着させ、一人ひとりの伸長を促す学習活動の推進を図ります。

「全国学力・学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」などを分析し、各校で授業改善を推進し、児童・生徒に分かりやすい工夫された授業を目指します。

また、これからの時代に求められる資質・能力を身につけていくために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組みます。

確かな学力の定着及び伸長を目指し、日々の授業において「ねらいの明確化」と「振り返りの確実な実施」を継続します。また、学級経営の安定と家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向けた学校と家庭の連携推進に取り組みます。

多様な子どもたちの将来の自立と社会参画・社会貢献に向け、きめ細かな指導・支援のあり方について検討を進めます。

ア 授業改善推進プランに基づく授業の実施

- 学習指導要領に示された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」や、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善推進プランに向けて、全国学力・学習状況調査等の客観的な学習データを分析・活用し取り組みます。指導主事による学校訪問では、各校の授業改善推進プランを踏まえた指導・助言を行うとともに、校長会等の機会を活用し、同プランにおいてICTの日常的な活用から、「思考・判断・表現」を深める、より効果的な活用への転換を図ります。また、同プランに関して、年度当初に検証の重点項目を明確に示し、各校の授業改善の状況を定量的・定性的に捉え、教員一人ひとりの授業力の向上を図っていきます。【教育指導課】
- 一人1台端末環境を最大限に活用し、アプリ版「東京ベーシック・ドリル」やA Iドリル等のアプリケーションを用いた「個々の習熟度に応じた学習」や、「地域未来塾」における放課後等の補習教室などを通して、国語・算数（数学）・英語等の基礎的・基本的な知識及び技能の定着をより確実なものとしします。【教育指導課】
- 児童・生徒が学習内容や学習方法について、自らの学習履歴（スタディ・ログ）等を参照しながら振り返り、次の学習計画や家庭学習につなげることができるよう、児童・生徒自身で主体的に考え、学びを振り返るなど学習を調整する機会を取り入れた授業改善に取り組みます。【教育指導課】

イ 学校と家庭の連携の推進

- 家庭学習の充実に向けた理解・啓発、及び学びに向かう力等の育成に向けた学習習慣の確立に向け、定例校長会等を通して、学校へ指導・助言を継続して行います。授業改善推進プランには家庭学習の取り組みを明記し、一人1台タブレット端末を活用した課題の探究や学習内容の復習など、学校と家庭の連携のもと、児童・生徒の学習支援の充実に取り組みます。【教育指導課】

ウ きめ細かな指導・支援の実施

- 通常の学級・特別支援学級において、既習事項の習得状況や、障害による学習上・生活上の困難さ等、個々の状況が多様化する中で、「授業のユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、教員が児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を充実できるよう支援します。当該児童・生徒の在籍する学級に必要な応じてピアティーチャーを配置し、教員とピアティーチャーが連携して、通常の学級や特別支援学級における個に応じたきめ細かい指導を継続して行います。【教育指導課】
- ピアティーチャーの資質・能力、とりわけ、特別な配慮を要する児童・生徒への対応力の向上のために、ピアティーチャーの経験年数に応じた研修や、障害の程度・特性に応じた支援等を内容とした研修を年3回実施します。研修内では、特別支援教育に造詣の深い講師による指導に加え、具体的な事例や支援方法等を共有し、個々の実践に生かせるようにします。さらに、研修に参加できないピアティーチャー対象の動画配信による研修も実施し、質の担保に努めます。【教育指導課】

主体的・対話的で深い学びを促進するため、ESDの視点を明らかにした教科等横断的な学習を充実するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた教育活動を展開します。

これにより、持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成します。特に習得した基礎的な知識・技能を活用して、主体的に課題を追究する探究的な学習を地域住民や支援団体、市内の大学や企業のほか、行政との連携・協力の下に積み重ねることで、多面的・総合的に考える力、批判的思考力、コミュニケーション力など、国際社会で生きるために必要な資質、能力を高めていきます。

また、全ての小・中学校がユネスコスクールであることを生かしながら、オンラインによる国内外の学校との交流、外部人材や地域のネットワークを活用したESDを展開します。

ア ESDによる資質、能力の育成

- 各中学校区においてESDを通して育成する資質・能力の段階表を作成するとともに、義務教育9年間で育む資質・能力を明確にした上で、SDGsの達成を目指した探究的なESDを充実・発展していきます。多摩市子どもみらい会議発表校を含む各中学校区では、児童・生徒同士の発表交流を行い、各学校のESDの取り組みについて知り、意見交換等を通じてESDの学びを深めます。【教育指導課】
- 児童・生徒が身近な地域や社会をよりよくしようという願いをもち、それを実践してみようという意欲を高めるため、令和7年度多摩市子どもみらい会議の内容やメッセージを踏まえた取り組みを行うとともに、身近なことから課題を見付け、課題解決を通して持続可能な社会づくりに向けた活動を計画的に行います。【教育指導課】

イ ESDの充実・発展

- 各校のESDの取り組みを学校間や協力機関・団体等で共有できるよう、ESD実践事例集やESD（SDGs）啓発用チラシを作成し、多摩市役所のホームページに掲載したり、市内各校やコンソーシアム各団体に配布したりします。また、多摩市ESD推進アドバイザーを市内全校に派遣し、各校のESDの充実を図ります。【教育指導課】
- 「多摩市ESDコンソーシアム連絡会」を12月までに開催し、多摩市のESDの目指す方向性や課題、各校や各団体の取り組みを共有するとともに、学校での地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援、並びにESDを通じた児童・生徒の学びを社会につなぐための方策等について協議し、協議の結果をESD実践事例集に掲載して、各校へ共有します。【教育指導課】
- 「多摩市子どもみらい会議」において、多摩市役所職員の子どもみらい会議への参画を継続しつつ、児童・生徒が主体的な意見交換を行い、各校や中学校区、さらには市内公立学校全体として多摩市への提言を検討、発信することを通して、指導や実践の内容・方法等を参加した児童・生徒も大人もみんなで共有し、実践的な態度を培うことができるよう市長部局と連携して取り組みます。また、子どもみらい会議で出された提案に対する市長部局からの回答をまとめた冊子を実践事例集と共に市内全校へ配布し、提案がどのように達成されているか実感できるようにします。さらに、市内の都立学校や、私立学校との連携を視野に入れながら、多摩市全体でESDを進めて行く機運を醸成していきます。【教育指導課】

ウ ユネスコスクールの取り組みの推進

- ユネスコスクールとして、各校がESDを推進し、その取り組みを広く発信していくために、国内外の学校と交流をします。また、SDGsや多摩市気候非常事態宣言を踏まえた小中連携によるESDの進め方など、管理職・教員の理解を深めるため、新任・転任の管理職・教員対象の実践的な研修を年度当初や夏季休業日中の機会を捉えて計画的に実施し、全ての教員でESDの推進を図ります。【教育指導課】

台風による大雨や強風、地震など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、ハザードマップ等を活用し、日頃から災害に対する備え、自らの身を守る指導の徹底を図ります。災害時には、自分自身や身近な人を助け、被災時に家族や地域の方と助け合い、適切に行動できるよう、家庭や地域と一層の連携を図った防災教育を推進します。

また、「地球沸騰化」と言われる近年の状況を鑑み、熱中症の防止に関する指導の徹底を図ります。

ア 防災教育の推進

- 市防災安全課、多摩消防署、国土館大学等、関係機関や地域の協力を得ながら、各小・中学校の実態を踏まえ、実践的・体験的な「防災キャンプ」、「救急救命講習」等を実施したり、災害時における自助や共助、公助について理解を深めたりすることを通して、地域社会の安全に自ら進んで役立とうとする力を身に付けるとともに、実践的な力も育みます。【教育指導課】
- 「東京マイ・タイムライン」等の資料を活用し、身近な生活や地域で起こりうる災害等について理解を深め、危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献する資質・能力の育成を図るため、各校の「安全計画」に基づく計画的・継続的な防災教育に取り組みます。また、家庭内においても防災について改めて見直す機会を促していきます。【教育指導課】
- 「安全教育プログラム」や防災教育に関わる資料を活用し、生活指導主任会を通して、学校における安全教育についての助言を行ったり、学校間で情報交換を行ったりすることで、各校の取り組みの見直しと改善を図ります。【教育指導課】

イ 熱中症の防止に関する指導

- 定例校長会や生活指導主任会等において、熱中症対策ガイドライン（令和4年7月、東京都教育委員会）等に基づく熱中症に対する教職員の正しい理解や予防に関する指導の充実に努めます。【教育指導課】
- 企業や市長部局と連携し、「熱中症対策標語コンテスト」を開催し、児童・生徒及び保護者へ熱中症の予防に向けた意識の醸成を図ります。【教育指導課】

（４）英語教育の推進

20ページ

児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、多様な価値観を理解し、地球規模で物事を考え、行動する力の育成が必要です。

英語で「話す力」と主体的に学ぶ意欲の向上を図り、主に英語力（コミュニケーション力）を高め、日本一英語を話すことができる児童・生徒の育成を念頭に、グローバル人材の育成に取り組みます。

ア 英語教育の推進、グローバル人材の育成

- A L T（外国語指導講師）とのやり取りやデジタル教科書の活用、中学校での「オンライン英会話」を通して、英語の音声に慣れ親しみながら発話量を確保することにより、英語による発信力とコミュニケーション能力の向上を図ります。また、中学校では「英語4技能スコア型テスト（G T E C）」や「中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J）」の実施を通して、話す力を生徒自身が確認し、今後の学習に生かせるようにします。【教育指導課】
- 小・中学校合同の教員研修を年3回実施し、小・中学校間で取り組みについての協議や情報交換、A L Tの効果的な活用に向けたワークショップや外国人講師による模擬授業、英語教育に造詣の深い講師による研修を通して、「話す力の育成」に向けた教員の指導力を高め、小・中学校での系統性と連続性のある英語教育の充実に図ります。【教育指導課】

（５）情報教育の推進

20ページ

一人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に図ることを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代をけん引する人材の育成を図ります。また、情報モラル教育をはじめとしたICT機器を有効かつ適切に扱う態度を育みます。

教員研修等をとおして、教員のICT活用指導力、生成AI等との関わり方などのITリテラシーの向上を図ります。

ア 情報教育の推進

- 市内全小・中学校を対象としたICT推進担当者連絡協議会や生活指導主任会等において、「G I G Aワークブックとうきょう」の計画的な活用を促し、情報モラルを含めた情報活用能力の育成を図ります。また、生成AIについては、その特性や課題（個人情報の保護や著作権、情報の真偽等）を教員自身が正しく理解できるよう研修等を通じて情報共有を図り、児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導の在り方について協議・検討を進めます。【教育指導課】

- 初任者研修等の年次研修において、機器操作だけでなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるためのICT活用について、指導主事が指導・助言を行います。教科のねらいを達成するための効果的な授業デザインを示し、教員のICT活用指導力の向上を図ります。【教育指導課】
- 多摩市ポータルサイトを活用し、各校のICT活用における好事例や学習指導案を体系化した「実践事例集」を基に、教員がいつでも具体的な実践や教材データを参照・活用できる環境を構築することで、ICTを活用した教育活動の充実を図ります。【教育指導課】

(6) 学校図書館の充実

20ページ

市立図書館から学校図書館への支援及び連携強化を図るとともに、学校図書館司書の活用により、学校における児童・生徒の読書環境の向上を図ります。児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを効果的に進められる環境づくりに向け、学校図書館のセンター機能（読書をしたり、学習したり、情報を収集したりすること）の向上を目指します。

ア 図書に関する学校支援連携

- 学校図書館司書及び司書教諭合同の研修会において、教科等の指導計画と連動した「カリキュラム・マネジメント」の視点を取り入れ、授業での学校図書館の活用を促進します。各教科の単元における学校図書館の活用（調べ学習、ブックトーク等）を促進し、児童・生徒が主体的に情報を収集・活用できる「学習・情報センター」としての機能強化を図ります。【教育指導課】
- 学校図書館の質の向上のために、学校図書館司書や司書教諭のニーズを踏まえ、多摩市立中央図書館等の豊富な資料や児童・生徒の「知りたい」に応える相談・支援機能を授業にどう生かすかという実践的な研修を実施します。また、紙の書籍に加え、デジタル資料も効果的に組み合わせ、児童・生徒が課題解決に向けて情報を収集する環境の整備と、児童・生徒の探究的な学びを支える専門性の向上を図ります。【教育指導課】
- 学校図書館司書を通して調べ学習用資料を提供します。需要が多い分野の調べ学習用資料を複数購入し提供するとともに、各学校に調べ学習用資料の活用事例などの情報を提供し、利用促進を図ります。また、市民等からの寄贈資料や市立図書館の除籍資料で学校が希望するものを配布するなど、学校図書館の資料の充実に協力します。【図書館】
- 各学校における取り組み状況の小・中学校への情報提供、学校関係者を対象とした資料の活用案内（電子書籍、電子雑誌、データベース、外国語の本（特に英語の多読本）、LLブック・マルチメディアデジジー、図書館が所蔵する新聞の閲覧後の活用等）、教育指導課主催の学校図書館司書研修への図書館職員の参加、学校図書館と市立図書館の図書館システムの相互連携など、学校図書館に対する日常的な支援や課題解決に向けての協力を行います。【図書館】
- 学習のために児童・生徒が使用しているタブレットから、多摩市電子図書館へアクセスできる環境整備を進めます。調べ学習や朝読書など、紙の図書と電子図書の両方を活用する力が身につくよう支援します。【図書館】
- 中央図書館では、学校からの団体貸出用の配本ヤードを地下2階に整備し、より選びやすい環境としました。学校への貸出をスムーズにし、学校図書館を支援していきます。また、2階のおしゃべり可能なフロアでは、授業や児童・生徒の調べ学習を受け入れていきます。【図書館】

(7) 教員の資質・能力の向上

21ページ

教員一人ひとりの職層に応じた研修を実施し、指導力を高めるとともに、ESDやいじめ問題への対応、英語教育、特別支援教育など教育課題に対応した知識を習得させ、それを活用できる指導力を高めます。

また、体罰などの教員の服務事故（教員による体罰及び性暴力等）を根絶するために、校内外の研修を通じて指導の徹底を図り、未然防止に取り組みます。

ア 各種教員研修の整備・拡充

- 職層に応じた研修や各種主任等研修の充実に加え、ESDや英語教育の推進、いじめや不登校、児童虐待やヤングケアラーに関する対応力の向上、GIGAスクール構想を踏まえた一人1台タブレット端末環境の活用など、教育課題を踏まえた研修を実施します。また、教員4年目から10年目を主たる対象とした「授業力アップデート研修」を継続・充実させ、指導主事の専門性を生かし教員個々のニーズを捉えたキャリアアップを図っていきます。【教育指導課】

- 初任者には、学習指導力や生活指導力等、教員として身に付けるべき資質・能力の基礎や、服務に関する事項等
を内容とした研修を年10回行います。学校現場で直面する諸課題に対する実践力を高めるために、教育課題のそ
れぞれの分野に造詣の深い講師を招へいし、より専門的な知識等を得られるようにするとともに、夏季集中研修
ではICTの効果的な活用を含む授業や「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業に関する研修を実施
し、授業力の向上を図ります。【教育指導課】
- 中堅教諭等資質向上研修Ⅰの対象の教員が、各校のミドルリーダーとして学習指導や生活指導等における求めら
れる資質・能力を自ら習得するとともに、若手教員にOJTを通して助言する役割を担うことを鑑み、授業を相
互に参観させ、指導・助言、講評し合う場面や協議会の司会や記録等を自分たちで分担・進行していく場面を通
して、自身の課題と向き合い、授業力向上や若手教員の育成に努めることができる機会を研修に位置付けます。
【教育指導課】
- 2・3年次教員には、学校が直面する様々な教育課題に対し、基本的な対応力を身に付けるとともに、教員一人
で抱え込まず、校内の組織力を生かしたり、外部専門機関との連携を図ることが喫緊の課題であることから、外
部との連携・折衝力を高める研修、学校運営力・組織貢献力の向上を図る研修、生活指導力・進路指導力を向上
させるために不登校総合対策（第2次改訂）や生徒指導提要进行した研修等を実施します。また、グループで
の授業研究や指導主事による授業観察等を行い、2・3年次教員の授業力の向上を図ります。2年次研修に関し
ては、オンラインによる研修を導入し、教員の働き方改革のもと、会場の移動の負担を軽減するなど配慮をしな
がら、教員にとって効果的な研修を行います。【教育指導課】
- 受講する教員が、研修を通じた学びを更に深めたり、所属する学校で還元したりするため、教育委員会が主催す
る研修では、同期教員でコミュニケーションを深め、互いに相談や協働できるよう研修内容を工夫するととも
に、研修等の内容について、情報共有や整理する時間を設定します。また、教員の働き方改革を踏まえ、研修内
容によっては、対面のみならずオンデマンド動画配信による研修やオンライン会議システムを利用した研修など
自校で受講できる研修を継続し、研修で使用する資料等も所属校で他の教員と共有しやすくするために、デー
タで保存・活用できるようにしていきます。【教育指導課】

イ サービス事故防止の徹底

- 多摩市「体罰防止啓発リーフレット」や東京都「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」等
の活用、年度当初に実施するサービス事故防止研修や年2回のサービス事故防止月間のほか、あらゆる機会を通じて、教
職員の服務に関する理解と服務規律の徹底を図り、体罰をはじめとするサービス事故の根絶に取り組みます。また、
教職員の当事者意識を高めるために、各自に「サービスファイル」を準備し、サービス規律の徹底を図ります。【教育指
導課】

(8) 地域の力を生かした学習支援の推進

21ページ

子どもたちが学習に対する興味や関心を高め、確かな学力を身に付けられるよう、保護者、地域の人たちや企
業、大学による子どもたちの学習の補助や、基礎学力の定着及び学習習慣の確立に向けた授業時間以外での補習
(地域未来塾)、様々な体験活動の機会を提供するなど各学校の取り組みを支援します。

こうした活動に協力いただける地域人材については、今後不足も見込まれるため、市の地域教育力支援コーディ
ネーター及び各校の地域学校協働活動推進員と学校が連携し、活動についての情報発信を行うなど人材確保に努め
ていきます。

ア 地域学校協働活動の推進

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・
協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と
地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推
進します。【教育指導課】
- 児童・生徒の基礎学力の定着や学習習慣の確立を図り、学ぶ意欲を高めるため、学習支援員（地域の方々）の協
力で実施する「地域未来塾」を継続して全小・中学校で実施します。【教育指導課】
- 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行（地域展開）については、国や都のガイドライン、都や
市独自のアンケート結果を踏まえ、多摩市の推進計画に基づき、引き続き市長部局と連携して協議会を実施し
ます。【教育指導課】

2 「豊かな心」を育む教育の推進

(1) 人権教育の推進及び人権尊重の理念の啓発

24ページ

学校の教育活動を通じて、児童・生徒が人権や人権擁護に関する理解を深め、人権がもつ価値や重要性を受け止める人権感覚を養うとともに、自分の人権を大切に、他者の人権を擁護しようとする意識や態度を保護者や地域とともに考え育成します。併せて、人権課題「障がい者」、「子ども」に関連し、「いじめ問題」や「児童虐待」の解決に向け、人との関わり方を学び、他者の気持ちを想像する力や規範意識を育むための教育を推進します。また、人権課題「性的指向・性同一性障害」や外国人の人権等、新たな人権課題について関係部署と協力しながら理解を深めるための研修を充実します。さらに、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の理解の促進を図ります。

携帯電話やスマートフォンの普及や端末機能の急速な発展によるSNSなどのインターネットにまつわるトラブルなどについて、関係機関との連携の下に未然防止や早期解決のための取り組みを推進します。

ア 人権教育の推進

- 教員の人権感覚を磨き、多様かつ複雑な人権問題についての教員の理解と認識を深めるために、各校の人権教育担当教員を対象に市長部局（平和・人権課）と連携した研修を計画的・継続的に実施します。【教育指導課】
- 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」や「多摩市パートナーシップ制度」等を踏まえ、障がい者やLGBTQ+の人権等をはじめとした人権課題の理解と認識を深めます。また、人権尊重の理念を正しく理解し、自他の大切さを認めることのできる児童・生徒の育成を目指して、各校が作成した人権教育の全体計画や年間指導計画に基づき各教科等と関連させた人権教育を各校で推進・充実します。【教育指導課】
- 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえるとともに、いじめ問題や児童虐待、ヤングケアラー等、人権課題「子供」を中心に差別意識の解消を目指し、各校において道徳授業地区公開講座等の機会を捉え、保護者・地域と共に子どもの人権等について考える取り組みを推進します。【教育指導課】
- 各校の教員を委員として構成する人権教育推進委員会の機会を活用し、東京都の指定を受けた人権尊重教育推進校（永山小学校）の取り組みを共有するなどして、市内小・中学校の人権教育の推進を図っていきます。【教育指導課】

イ インターネットにまつわるトラブル対応の強化

- インターネットやSNS、スマートフォン等によるトラブル、正しい使い方、家庭のルールづくり等の普及啓発を学校や家庭、関係機関と連携し促進していきます。【教育センター】
- 年に8回行っている生活指導主任会の中の1回を「インターネットに関わる問題」をテーマとして実施し、児童・生徒のSNS等の使用状況を共有するとともに、各学校でインターネット上のトラブルの未然防止に向けた情報モラル教育、安全教育に取り組みます。中でも、SNS上でのいじめ防止に向け、道徳教育を中心としながら、児童・生徒が問題意識をもち、自分自身との関わりで考えを深めていけるようにします。【教育指導課】

(2) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

24ページ

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、その成長に重大な影響を与え、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあるものとの認識に立ち、「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、いじめを重大化させないように努めます。いじめの未然防止においては、道徳科や学級活動等において法や条例の趣旨を理解し、多様性を認め、他者を尊重し、相互理解を深め、いじめをしない、許さない態度を身に付けさせるように努めます。

各学校においても「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの徹底や、「学校いじめ防止委員会」の機能の強化を図ることにより、いじめ防止などに向けた組織的な取り組み及び地域や保護者と連携した対応を推進します。

ア 教育委員会におけるいじめ防止対策の推進

- 「多摩市いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため「多摩市いじめ問題対策連絡協議会」を年1回開催します。また、市教育委員会が実施するいじめ実態調査の結果や、各学校が実施しているいじめ防止等の対策について審議したり、解消に至っていないいじめについて協議したりするために「多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催します。【教育指導課】

- 定例校長会及び副校長連絡会、生活指導主任会等において、令和6年に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や、東京都及び市独自のいじめに関する調査結果等を周知するとともに、学校におけるいじめの未然防止、早期発見の取り組みや、いじめの重大事態に対する平時からの備え等について指導・助言を行います。【教育指導課】
- 各校の教育課程に、道徳科等においていじめ防止等に関する授業を年間3回以上行うことを位置付け、児童・生徒のいじめを「しない」「させない」「見逃さない」心情及び態度を育みます。また、学校教育活動全体を通して、多様性を認め、他者を尊重し、相互理解を深めようとする児童・生徒の育成を図ります。【教育指導課】
- 年間3回、いじめに関する追跡調査を行い、各校で取り組む組織的対応を確認するとともに、個々の案件についていじめが重大化しないようにするために、各校での今後の対応策を明確にしていきます。【教育指導課】
- いじめ防止に向けた取り組みを市内学校間で共有するため、年8回の生活指導主任会での情報共有、実践報告及び若手教員育成研修での事例研修等を継続的に実施します。また、東京都教育委員会が作成した「いじめ総合対策」【第3次】及び【子供版】を活用して年次研修等を行い、学校のいじめ問題の対応力を強化します。さらに、心理検査を市内2校で年2回ずつ実施し、児童・生徒理解の取り組みを充実するよう努めます。【教育指導課】
- 令和8年3月に改定した「多摩市いじめ防止基本方針」の改定のポイントを定例校長会や生活指導主任会等において周知し、市内学校全体での共通理解を図ります。【教育指導課】

イ 学校におけるいじめ防止対策の推進

- 児童・生徒、保護者及び学校関係者等を対象にした学校評価アンケートの結果や、いじめに関する調査、各校の実態等を踏まえ、市内各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要な場合は方針を修正・改善して、学校ホームページ上で公表します。また、家庭・地域と連携したいじめの未然防止及び早期発見・対応の推進とともに、「いじめをしない、させない、許さない」学校風土の醸成に向けた理解・啓発に取り組みます。【教育指導課】
- いじめ防止に関する授業を全学年に対して年3回以上実施し、児童・生徒のいじめに対する意識を高めます。また、各校で年間3回実施するいじめ防止に向けた校内の研修のうち、1回はいじめの重大事態に関する研修に充て、いじめの認知と解消、いじめの重大事態について理解を深めるとともに、教員の指導力向上や組織的対応の改善を図ります。また、東京都教育委員会が作成した「いじめ総合対策」【子供版】を活用し、児童・生徒が主体的にいじめ問題について考え、行動することができるようにします。【教育指導課】
- 学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ防止対策委員会を定期又は必要に応じて臨時に開催し、各学校のいじめの認知や対応の具体について確認し、組織的な取り組みを確実に実行します。【教育指導課】

(3) 不登校等の児童・生徒への支援

24ページ

学校における対応力を向上させるために、魅力ある学校づくりを目指した「絆づくり」と「居場所づくり」を行い、令和2年11月に策定した「不登校総合対策」に基づいた支援の充実を図ります。また、不登校やその傾向のある児童・生徒には、適応教室「ゆうかり教室」、チャレンジクラス「あたごSpace」などの活用を促進し、一人ひとりの状況や能力に応じた適切な支援により、社会的な自立につなげることを目指します。その一つとして「ゆうかり教室」では、専門的な手法によるソーシャルスキルトレーニングなどの集団活動の取り組みを継続します。

また、様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家庭に対して、教育相談体制をさらに充実させ、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し多角的なアセスメントに基づき、課題に応じた効果的な支援を行います。特に、学校とのかかわりが途切れがちであったり、最近の様子を把握することが困難な状態にあったりする場合は、アプローチの困難さが課題であったことから、オンライン上の「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）」を活用し、興味・関心を引き出せるような企画や取り組みを行うことで支援を充実させていきます。

ア 不登校児童・生徒への支援

- 令和7年10月に改訂した「不登校総合対策」（第2次改訂）を活用し、不登校児童・生徒の指導・支援の在り方について、初任者研修や生活指導主任会等で研修及び周知・徹底を行い、不登校の段階を考慮した不登校児童・生徒への教員の対応力の向上を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援と組織的な対応を進めます。【教育指導課】
- 児童・生徒の社会的自立を支援するため、民間等の協力やスーパーバイズを受けながら、児童・生徒にとって魅力のあるソーシャルスキルトレーニングのプログラム「コアタイム」を継続・充実していきます。楽しみながら人とのかかわりを学ぶ機会を整えます。一人ひとりの学習状況に応じた学び場づくり・居場所づくりに取り組み、生活リズムを整えていけるよう支援します。【教育センター】
- 不登校の児童・生徒に対し、VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）事業で個々の状況に合った学びの場・居場所を提供します。また学習機会の確保の一つとして、学習支援システムのアカウントを配布し、家庭等においても学習の機会を確保できるように整えます。こうした仮想空間に入るきっかけとなる魅力を増すように、興味を引くようなコンテンツの導入を進めます。【教育センター】
- オンラインでの授業配信等、ICTを活用した学習支援に取り組むなど、一人1台の教育用端末を活用して生徒の精神変調を発見するツールを活用することで、早期支援につなげていきます。また、生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会にて、関係機関を招聘し、各機関の役割等について周知する場を設けます。【教育指導課】
- 教育指導課と教育センター、こども家庭センターの職員で構成する「教育・福祉進行管理チーム」での「多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会実務者会議」を通し、教育センター内の諸機関を含めた関係機関のいずれともつながっていない不登校児童・生徒や、学習や生活面、進路といった各側面で、特に確認すべき児童・生徒の実態を把握し、在籍する小・中学校や家庭との連携強化を図ります。また、ICTを活用した多摩市フレキシスクールOnlineやオンライン学習ソフトも含め、別室登校、適応教室通室者及び不登校が長期化している児童・生徒を対象として、居場所づくり・きずなづくりと学習の保障ができるよう支援を図ります。また、ICTを活用した多摩市フレキシスクールOnlineやオンライン学習ソフト、東愛宕中学校に開設したあたごSpace、令和6年度から導入した中学校に配置する不登校対応巡回教員のほか、校内別室指導支援員の継続により、これまで取り組んできた不登校児童・生徒の居場所づくり・絆づくり等学習の保証ができるよう支援を図ります。【教育指導課】
- 学びの場の確保を目的とした不登校対策として、令和9年度に予定している諏訪中学校を本校とする学びの多様化学校（分教室）の開設に向け、施設整備のための工事や教育課程の編成などを行っていきます。【教育指導課】

イ 課題を抱える児童・生徒への支援

- いじめや不登校など、生活指導上の課題や家庭が抱える課題・不安に対応するために、教育センターに配置している4名のスクールソーシャルワーカーが、子どもや家庭への直接的な支援をさらに進めます。また、校内委員会への参加をさらに充実させ、タイムリーに情報を共有するしくみを作ることで、学校との連携の拡充を図り、家庭・学校・関係機関のつながりの強化に努めます。【教育センター】
- いじめや不登校など、生活指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやピアティーチャー等を活用し、教職員及び関係機関と連携を図り、課題を抱える児童・生徒に寄り添い、心の安定を図れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を組織的に行っていきます。【教育指導課】
- 不登校生徒の居場所として学びの多様化学校（分教室）を諏訪複合教育施設の3階に開設するための改修工事に関連して、来所者への安全に十分に配慮して進めます。【教育センター】

(4) 道徳教育の推進

25ページ

自己を見つめ、よりよい生き方について考え、議論する道徳科の授業を要として、全教育活動で児童・生徒の道徳性を養います。また、道徳授業地区公開講座等を通じて、保護者・地域と連携した心を育てる教育を推進します。

ア 道徳教育の推進

- 道徳科の授業の質的な向上のために、各学校において、重点的に指導する内容項目を焦点化して教育課程に位置付けるとともに、各校の実態に応じて、授業に対する児童・生徒や教職員による授業評価を行う機会を設け、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善に取り組みます。【教育指導課】

- 教員研修や校内研究等の機会を捉え、指導主事をはじめ、道徳科の指導教諭や道徳教育推進教師による指導・助言を通じて、「考え、議論する道徳」の実現に向けた具体的な指導により、教員の道徳科の授業力向上を図ります。【教育指導課】

(5) キャリア教育の推進

25ページ

小・中学校では、キャリア教育の推進に向け、キャリア・パスポートを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることを通して、自己の変容に気付く活動の充実を図ります。

中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、必要な基盤となる能力や態度を育むよう努めます。

ア キャリア教育、体験学習の充実

- 全中学校において3日間の職場体験学習を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や、民間企業からの協力のもとに、実地体験とオンラインでの職業講話等を組み合わせるなど工夫して実施します。また、継続した職場体験事業の実施に向けて、資料等の配布を通して、職場体験の趣旨と成果を説明します。【教育指導課】
- キャリア教育に関わる諸課題について、児童・生徒一人ひとりが自己の取り組みの振り返り等をポートフォリオとして整理する「キャリア・パスポート」を作成し、学年・校種を超えて蓄積し、自己の成長や変容を自覚して自己理解を深めるとともに将来への見通しをもつことができるよう特別活動を中心とした系統的なキャリア教育を進めます。【教育指導課】
- 公民館の職場体験では、施設の窓口・管理業務や講座の運営業務など、社会教育施設である公民館を知ってもらうとともに、人とふれあい・交流する体験を通し、社会性や職業観を育む機会として、引き続き職場体験の中学校生徒を受け入れます。【公民館】
- 多摩市立八ヶ岳少年自然の家や国有林など八ヶ岳の豊かな自然環境を利用した集団宿泊による自然体験学習を、小学校5年生から中学校1年生までの児童・生徒に安全に提供し、活動を支援することで、児童生徒の社会性や協調性などの育成を図ります。【教育振興課】
- 図書館は、窓口業務で利用者と接することやバックヤードでの体験などを通じ、図書館を知ってもらうとともに、職業観を身に付けるきっかけとなることを目的に、中学校職場体験を受け入れます。また、開架フロア、諸室を使用しての調べ学習や体験学習など、図書館の資料、設備を活用した事業を実施していきます。【図書館】

(6) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進

26ページ

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤であり、子どもの成長の糧としての役割が期待されているため、思考や知識を働かせ、実社会に実際に触れることや、インターネットやシミュレーション等を通じた体験など様々な体験活動の充実を図っていきます。

図書館や公民館などの社会教育施設のほか、児童館など地域の公共施設や商業施設などで、子どもの育成に資する講座や事業を実施し、親子や様々な世代との交流、体験型の学習などを通じた取り組みを実施します。

話す、聞く、読む、書くなど、豊かな言語表現活動や様々な情報に触れることを通じて、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。特に、本に触れることによって豊かな心を育むため、「(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画」に基づく施策を展開することで、読書活動を推進します。

自然の中での活動や多様な文化や芸術を実際に体験できる機会を提供することにより、子どもの豊かな心を育成します。

また、市指定の有形文化財や天然記念物、都指定の史跡などを活用し、子どもたちが郷土の歴史を学び、文化財を実際に体験する場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

- 小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設を活用し「家庭教育学級・講座」を実施します。オンラインを活用するなど多様な方法で開催を提案し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の子ども理解につながる学びの機会を充実させることで、家庭教育力の向上を図ります。【公民館】

- 家庭教育・子育てを支援する講座として、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」も踏まえながら、家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これからの生き方などを考える継続した学びの講座などを実施します。【公民館】
- 保育室を毎月定期的に開放し、乳幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集い、相互に情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによって、日頃の子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【公民館】

イ 地域や学校と連携した事業の展開

- 薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座については、多摩中央警察署をはじめとする様々な関係団体と連携し、薬物乱用の恐ろしさや、薬物に手を出さない方法など本質的な内容に加えて、現代特有の様々な問題（例：オーバードーズ）についても触れるなど、講座の内容についても工夫を図りながら取り組みます。他にも、高校の授業科目である「総合的な探究の時間」や近隣大学の社会教育実習カリキュラムの実習受け入れなど、近隣の学校や教育機関と連携も図りながら、次世代を担う人材育成の機会作りを進めていきます。【公民館】
- 長期間の休みや週末などの学校休業時に、親子だけでなく多世代とのつながりや交流も図ることができる体験型講座を、引き続き企画開催し、学校や家庭以外の場でも体験を通して、子どもたちが学ぶ楽しさや意欲を持つことができるよう取り組みます。併せて、市内の関係機関との連携や、地域の人材を活用するなど、内容にも工夫を凝らし公民館から地域に出向くことで、子どもたちも身近な地域等で「共に学ぶ」ことのできる場づくりを行っていきます。【公民館】

ウ 読書活動の推進

- 第二次多摩市読書活動振興計画に基づき、各施策を推進します。また、推進をしていく中で、より一層学校との連携を進めます。【図書館】
- 子どもの読書活動啓発事業を、関係課や団体と連携強化を図りながら実施します。【図書館】
- 調べ学習対応の図書について、需要の多い図書は複本を購入するなど充実させます。また、調べ学習の補助的な資料の一つとして、学習のために児童・生徒が使用しているタブレットから多摩市電子図書館を活用できるよう、環境整備を進めます。【図書館】
- 読書を通じて児童・生徒、市民など様々な世代が交流できるイベントを検討し、実施します。【図書館】
- 中央図書館は、親子での読み聞かせや会話しながら本が選べる親子利用のしやすい開架エリアとしました。おすすめする絵本・児童書の紹介・展示やおはなし会の定期的な実施、またそこで取り上げた本を積極的に紹介するなどにより、子どもの読書活動を振興していきます。【図書館】

エ 自然体験の機会の提供

- ハヶ岳少年自然の家を利用する児童・生徒や青少年団体に対し、学校や家庭では経験することができない移動教室やスキー教室、体験林業、キャンプ、野外体験活動などの自然の中でしか学ぶことのできない機会を安全に配慮したうえで提供します。また、子どもの自主性や協調性を大切にしながらその活動を支援することにより、心身ともに健全な子どもを育成します。【教育振興課】
- ハヶ岳少年自然の家の施設の特徴を生かした自然体験活動や富士見町の魅力を伝えるような主催事業を実施するとともに、施設特性に合うよう団体での利用促進に努めます。【教育振興課】
- 子どもたちが自主的・自発的に遊ぶことのできる「場」を提供するプレーパークを、市内大学と連携して大谷戸公園キャンプ練習場を利用して月1回開催し、遊びを通じた心や身体の成長・発達、社会性の習得の支援に取り組むとともに、より多くの子どもたちの居場所になれるよう周知に努めます。また、学校外における子どもたちの様々な体験活動をサポートする指導者の養成を行います。【教育振興課】

オ 郷土の歴史や文化財に対する学習機会の充実

- 古民家や旧多摩聖蹟記念館において歴史的建造物を直に見て郷土の歴史に触れる機会を提供するとともに、多摩ふるさと資料館において市内で出土した土器や、民俗・生活資料等を間近で見る機会を恒常的に提供します。
- 学校のカリキュラムや副読本と連携できるよう、昔の農具や生活用具等の民俗・生活資料を学校へ貸し出します。【教育振興課】
- 多摩ふるさと資料館において、夏休み期間にあわせた子ども向けのイベントや文化財資料等の企画展示を開催し、地域の歴史・文化への理解促進に努めます。【教育振興課】

- 多摩市にまつわる歴史について、パルテノン多摩学芸員等との連携により、郷土史に係る講座を実施するなど、地域の歴史・文化の理解に努め、地域の愛着の醸成に努めます。また、講座を通して市民同士の交流を図るとともに、ICTを活用した取り組みも行っています。【公民館】

3 「健やかな体」を育む教育の推進

(1) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実

29ページ

大学や企業との連携など多摩市ならではのスポーツに関する環境を生かしながら、児童・生徒の運動への意欲を高め、体力や運動能力の向上を図ります。

「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方や、体験的な活動を通して、運動に親しみ、自ら体力を高めていく習慣を身に付け、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができるよう、指導の充実を図ります。

ア 児童・生徒の体力、運動能力の向上

- 市内全小・中学校の担当者を対象とした「健康教育・体力向上推進委員会」を年2回開催し、各校の実態や、体力に関する調査結果等に基づく体力向上に関する取り組みについて、情報交換の機会を設けます。「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の結果を分析して、多摩市の小中学生の傾向と課題を捉え、それを改善するための各校の好事例となる指導方法について、同委員会の機会に共有し、授業改善に生かします。【教育指導課】

イ スポーツ志向を高める指導の実施

- 各校において、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて、創意工夫を凝らし取り組んできた、教育活動の「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」のうち、一つ以上を「学校2020レガシー」として位置付けることを継続し、児童・生徒に対して、オリンピズムの精神の育成を図ります。【教育指導課】
- 地域のスポーツ資源（例：国士舘大学、東京ヴェルディ、読売ジャイアンツ、地域のスポーツ団体等）を教育活動に積極的に活用し、児童・生徒の体力や運動能力の向上及び運動習慣の確立に資するよう情報提供に努めます。【教育指導課】

(2) 健康教育の充実

29ページ

健康の保持増進のため、医療機関などと連携し、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに、健康に対する意識啓発のため、児童・生徒の歯や口、目などの健康に関する事業・取り組みを行います。

また、性教育やがん教育など学習指導要領（平成29年度告示）に示された課題に対する指導の充実、児童・生徒の健康な体づくりを阻害する薬物乱用や受動喫煙などを防止するための取り組みを推進します。

さらに、体育科・保健体育科・特別活動を中心として、学校の教育活動において、児童・生徒の発達の段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための生命（いのち）の安全教育の推進を図ります。

その他、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりを推進するため、広報紙などを通じた情報発信を行います。

ア 小児生活習慣病予防、歯科指導の実施

- 小学校5年生・中学校1年生全員、小学校6年生・中学校2・3年生で他地区からの転入者、中学校2・3年生の次年度再健診対象生徒に対し、希望制により「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。学校と連携し、健診並びに「事後相談会」の目的の周知をさらに徹底し、児童・生徒及び保護者の健康増進への意識醸成、より一層の受診促進を図ります。【学校支援課】
- 小学校4年生、中学校1年生を対象に、学校歯科医・歯科衛生士等と連携し、歯科講話、染め出し、ブラッシング、歯磨剤の指導を行います。また、小学校1年生を対象に、フッ化物歯面塗布、歯科保健指導等を行います。学校等と連携し、歯・口の健康に関するポスター、作文コンクール等への参加を促し、歯と口の健康について啓発、知識の向上を目指します。【学校支援課】

イ 性教育の指導の充実

- 各校において、「性教育の手引」（東京都教育委員会）を基に、性教育の基本的な考え方等について、教職員の共通理解を図ります。また、「生命（いのち）の安全教育」の実施について、小・中学校全校の教育課程に位置付け、児童・生徒を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるように発達段階に応じた指導を実施します。【教育指導課】

ウ がん教育の指導の充実

- 令和3年度より実施している外部講師を活用したがん教育の授業を、令和8年度においても1年ごと3校ずつ実施し、外部講師による授業を経験できるように体制を整えます。また、医師や看護師、保健師等、がん教育に関して、専門的知見を有する講師による授業を生徒の実態を踏まえて行います。【教育指導課】

エ 薬物乱用等の防止の指導の実施

- 児童・生徒が、薬物乱用を避けたり拒絶したりすることができるようになるために、学校において薬物乱用防止教室やセーフティ教室等の機会を通じて、薬剤師会や警察、民間団体や公民館等と連携した実践的な予防教育に取り組みます。【教育指導課】
- 薬物乱用防止に関する予防教育の充実のために、生活指導主任会等において、公民館等が実施している薬物乱用防止講座や学校薬剤師等を活用した指導についての情報交換をし、指導内容の更新や指導方法の改善に取り組みます。【教育指導課】
- 薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座については、多摩中央警察署をはじめとする様々な関係団体と連携し、薬物乱用の恐ろしさや、薬物に手を出さない方法など本質的な内容に加えて、現代特有の様々な問題（例：オーバードーズ）についても触れるなど、講座の内容についても工夫を図りながら取り組みます。【公民館】2-（6）イ再掲

オ 児童・生徒の健康づくりに関する情報発信

- 「教育委員会だより」などの広報紙を通して、子どもたちの適切な生活習慣の確立に役立つ情報等を提供します。【学校支援課】

（3）安全・安心な美味しい学校給食の提供

29ページ

学校給食に使用する食材の選定や学校給食センターと配膳室の衛生管理を徹底し安全で安心な学校給食の提供に努め、食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報共有し、食物アレルギー事故の発生防止の取り組みを強化します。

また、市内農家が生産した地場野菜を取り入れるとともに農家との連携を深めながら地産地消に努め、給食で出た残さの状況等を把握し調理の工夫や献立の改善を図り、残さの一部をたい肥化するなど、学校給食における食品ロス削減に取り組みます。

さらに、進化した衛生管理設備のもとでさらなる美味しさを追求した給食提供の実現と、可能な範囲で食物アレルギーのある児童・生徒も安心して食べられる個別対応の取り組みを目指し、老朽化が進む学校給食センターを建て替えます。

多摩市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、保護者の学校給食費にかかる経済的負担を軽減するため、東京都の補助制度を活用しながら、継続した学校給食費無償化の実施を図ります。

また、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の代替として弁当等を持参する児童・生徒の保護者に対して、学校給食費の無償化に伴い、保護者の負担なく学校給食費の提供を受ける児童・生徒との公平性を図り、経済的負担を軽減するための支援制度事業を実施します。

ア 学校給食による食物アレルギー事故の防止

- 「多摩市立学校アレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、各校において対応委員会の設置、校内研修・対応訓練の実施、給食喫食前の確認などを徹底します。【学校支援課】
- 多摩市のアレルギー対応に係るマニュアルの見直しを学校支援課と行い、「多摩市の学校給食提供における食物アレルギーの考え方」を教職員全員に周知徹底します。また、学校給食センターが給食献立作成システムから作成した個別用のアレルギー献立表を用いて、学校や保護者によるアレルギーチェックがわかりやすく迅速に対応できるよう強化し、更なる学校給食における食物アレルギー事故防止に取り組みます。【学校給食センター】

イ 学校給食における食品ロスの削減

- 学校給食センターが小学校の給食時間にクラス訪問し、学校や栄養教諭、農家と連携して、食品ロス削減に向けた指導や啓発に努めます。また、給食残さ（食べ残し）の削減を図るために、調理の工夫や献立の改善を図ります。【学校給食センター】

ウ 効果的で美味しい学校給食の提供

- 施設や調理機器が老朽化している中で、厨房機器等を計画的に維持管理を行うことにより、学校給食を安全・安心に美味しく安定的に提供していきます。調理業務と配膳業務の委託により、調理から配膳・洗浄までを一体的に構築することで、学校給食の効果的・効率的な運営を図ります。【学校給食センター】
- 学校給食センター建替整備事業として、永山調理所の敷地測量、地盤調査、解体設計等を実施するとともに、PFI手法の導入を見据えた事業計画の検討を進めます。新しい学校給食センターでは進化した衛生管理設備のものでさらなる美味しさを追求し、食品ロス削減、災害時における食支援機能の確保など、将来にわたり持続可能で質の高い学校給食の提供を目指します。【学校給食センター】

エ 学校給食費の公費負担

- 多摩市立小・中学校に在籍し、学校給食を喫食する児童・生徒の学校給食費を公費負担するとともに、やむを得ない理由により学校給食の代替として弁当等を持参する児童・生徒の保護者に対して学校給食費相当額を支給する補助事業を実施することで、保護者の学校給食にかかる経済的負担を軽減します。【学校支援課】

(4) 食育の推進

30ページ

第4次食育推進計画に基づき、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭による食育授業や体験学習、栄養士による給食時間の訪問指導や声かけなど連携した食育の推進を図ります。

また、学校給食や食に関する広報物を定期的に作成し、情報発信することにより、食育の重要性について家庭や地域に対して啓発を行います。

ア 食育授業の実施

- 栄養教諭が各校を訪問し、特別活動や生活科、家庭科等を通じた食育授業を行います。栄養のバランスや病気の予防、食品ロス等をテーマにした授業を、担任教諭とチーム・ティーチングで行います。【教育指導課】
- 学校給食センターが健康と望ましい食習慣を育む学校給食といったテーマを設定し、小学校の給食時間にクラス訪問して、食に関する指導や食品ロス削減の事業を行い、食育に関する指導や啓発につとめます。また、小学校の社会科見学を積極的に受け入れ、学校給食の理念や栄養摂取の重要性について栄養士から直接学ぶ機会を提供します。【学校給食センター】
- 学校給食センターで出る調理残さと市内小中学校の給食残さの一部をたい肥化し、小中学校等に還元する事業を行い、食育に関する指導や啓発を推進します。【学校給食センター】

イ 学校における食育の推進

- 各校から1名選任する食育リーダーを対象とした「健康教育・体力向上推進委員会」を実施し、食育の授業や家庭と連携した取り組みについて共有することを通じ、各校の食育を推進していきます。【教育指導課】

ウ 学校給食や食に関する情報発信

- 年11回発行する「給食だより」や「きゅうしょくメモカレンダー」等の学校給食センターからの発行物や、「給食レシピの紹介」など公式ホームページを活用し、学校給食や食に関する情報提供を充実します。また、食に関する正しい知識を持ち、食への感謝の心を育むために、児童生徒、保護者はもちろんのこと、広く市民を含めた情報提供の方法を検討します。【学校給食センター】

(5) 持続可能な部活動の環境整備

30ページ

子どもたちが、スポーツを通して交流し、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図れるよう、持続可能な部活動の運営を目指します。

そのために、複数のスポーツや文化等の様々な活動を含めて幅広く経験できるよう、地域や学校の実態に応じ、中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取り組みを推進するとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現します。

ア 部活動の環境整備

- 国や東京都のガイドライン、部活動改革に関する東京都や市独自のアンケート結果を踏まえ、市独自のガイドラインを策定し、学校部活動の地域連携及び地域展開に取り組んでいきます。令和7年度に取り組んだ休日における学校部活動の地域展開の試行実施を継続・拡充し、生徒の活動環境の整備を図ります。【教育指導課】
- 部活動の顧問業務に従事する教員の負担軽減、在校時間の短縮を図るため、部活動指導員／補助員（会計年度任用職員／有償ボランティア）の配置を市内全中学校で進めるとともに、部活動指導員を対象にした、熱中症対策を含む実践的な研修を行います。【教育指導課】

(6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発

30ページ

子どもたちの健やかな体を育むことができるよう、学校給食センターからの「給食だより」による情報発信、教育委員会による事業、講座の実施により、家庭に対する食育について啓発します。

また、「早寝早起き朝ごはん」など子どもたちにとって望ましい生活習慣づくりについて、広報紙やホームページを通じて情報発信を行うとともに、教育委員会とPTAとの懇談などにより、情報を共有し家庭への支援をしていきます。

ア 生活習慣に関する事業、講座の実施

- 小学校5年生・中学校1年生全員、小学校6年生・中学校2・3年生で他地区からの転入者、中学校2・3年生の次年度再健診対象生徒に対し、希望制により「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。学校と連携し、健診並びに「事後相談会」の目的の周知をさらに徹底し、児童・生徒及び保護者の健康増進への意識醸成、より一層の受診促進を図ります。【学校支援課】3-(2)ア再掲
- 学校支援課が主体として取り組んでいる「小児生活習慣病予防健診」及び「事後相談会」の中の個別栄養相談について、栄養教諭と学校給食センターの栄養士で対応し、対象者の生活習慣に係る栄養面での行動変更につながるスモールステップのアドバイスを行います。【学校給食センター】

イ 食に関する情報発信

- 年11回発行する「給食だより」や「きゅうしょくメモカレンダー」等の学校給食センターからの発行物や、「給食レシピの紹介」など公式ホームページを活用し、学校給食や食に関する情報提供を充実します。また、食に関する正しい知識を持ち、食への感謝の心を育むために、児童生徒、保護者はもちろんのこと、広く市民を含めた情報提供の方法を検討します。【学校給食センター】3-(4)ウ再掲

ウ 生活習慣に関する情報発信、情報交換

- 家庭教育・子育て関係係長会議を開催し、家庭教育等に関する課題と各所管課の取り組みを共有することで、効率的・効果的な事業運営に努めます。【教育振興課・公民館】
- 多摩市公立小学校、中学校それぞれのPTA連合体の研修会や全体会等の会議に必要なに応じて参加し児童・生徒に関わる課題や情報について共有するとともに、各校PTA役員が交流し学び合える場としての各連合体の活動の支援を行います。【教育指導課】

(7) 子どもの育成に資する地域活動の支援

30ページ

スポーツ活動などを通して、子どもの健やかな身体づくりを担っている地域の団体に対し、学校開放など活動場所の提供などを行い、子どもたちの健やかな体を育成するための支援を行います。

ア 学校開放による団体、地域活動等の支援

- 様々な利用団体が安全に活動できるよう、市民と情報を共有しながら活動の場を提供するとともに、条件に基づいて使用料を減額することで市内在住の児童・生徒の活動を支援します。【教育振興課】

4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

33ページ

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪として、育みたい児童・生徒像を共有しながら学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。

まず、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会においては、学校運営の基本方針の承認、学校評価等の議題について熟議を図り、学校と家庭・地域の連携・協働の体制づくりを推進します。

また、全校に設置する地域学校協働本部の活動については、市の地域教育力支援コーディネーター及び各校の地域学校協働活動推進員を中心として、地域の方や企業及び大学と連携するなど人材の確保に努めながら、子どもたちに多様な教育の機会を提供するための活動を推進します。

さらに、学校運営協議会での協議内容や地域学校協働本部の活動については、学校及び学校運営協議会がホームページや「学校だより」などを活用し情報発信を図ります。また、教育委員会では各校での取り組みや好事例を市内学校に共有するとともに、ホームページや広報紙などを活用し地域社会へ発信します。

こうした取り組みにより、地域と学校が連携・協力し地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

ア 地域に開かれた学校運営への支援

- 市内全小・中学校へ導入されたコミュニティ・スクールによって地域の力を学校運営に生かすとともに、地域学校協働活動推進員をはじめとした学校関係者を対象に研修を実施することで、児童・生徒の学びと成長を支える効果的な取り組みを共有し、「地域とともにある学校」づくりを推進します。【教育指導課】
- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、各校において学校便りやホームページ、ICT等を活用して教育活動を継続して発信するとともに、学校の教育課程を基に家庭や地域と目指す児童・生徒像や学校像を共有し、保護者や地域住民との連携・協働した教育活動の充実に取り組みます。【教育指導課】

イ 学校評価を活かした学校運営の向上

- 学校評価が学校運営協議会での意見を踏まえ、各校の運営の改善につながっているかについて、学校訪問による授業観察や教育訪問の機会を捉えて確認するとともに、教育委員会作成の「学校評価ガイドライン」を基に適正で組織的な評価活動が行われるよう指導・助言していきます。【教育指導課】
- 学校運営協議会による学校関係者評価を通じて、保護者・地域住民の学校運営への参画を促します。また、学校評価等を各校のホームページに掲載し、学校評価を通じて学校・家庭・地域・行政がつながりを持ち、多摩市の児童・生徒にとってよりよい学校教育の実現を目指します。【教育指導課】

ウ 地域学校協働活動の推進

- 市内全小・中学校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【教育指導課】1-(8)ア再掲
- 地域学校協働活動推進員を対象とした研修等を年2回実施するとともに、各校の地域学校協働活動推進員が情報交換する場を設定し、学校と地域を結ぶ教育活動を推進するために必要となる知識を高められるよう支援します。【教育指導課】

エ 学校と地域の連携・協働に関する情報発信

- 多摩市公式ホームページをはじめとした各種の市広報媒体に、学校と地域の連携・協働に関する具体的な取り組みを掲載し、市内学校児童・生徒の保護者をはじめとする市民やその他関係者へ向けて周知します。【教育指導課】

(2) 学校を支援する人材の発掘と育成

33ページ

地域には、市民やNPOなどの団体、商店、事業所、企業、大学等、様々な分野において専門性をもった人々が活躍しており、豊かな個性を尊重し、地域と学校で育みたい子ども像の育成に向けては、学校との協働を図りその能力を学校教育に生かしていくことが大切です。

そのため、市の地域教育力支援コーディネーター及び各校の地域学校協働活動推進員を中心に、学校の要望も踏まえながら地域の人材の確保に努め、児童・生徒に対して多様な教育活動が持続的に行われる環境を整備します。

なお、市内の各小中学校にはPTA及びPTAと同様の活動をしている団体が組織されていますが、社会環境や労働環境の変化により、運営方法や活動内容の見直しが必要な状況です。そのため、PTA等の連携・情報交換のために組織されている小学校PTA連絡協議会及び中学校PTA連合会を通じ、運営面での情報共有や行政情報等の提供をするなど、引き続き支援を継続していきます。

また、E S Dを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。

さらに、公民館や図書館等と、学校との連携を強化し、児童・生徒の学習成果の発表の場を充実します。これらにより、教育に参画する市民の意識の醸成を図ります。

ア 地域学校協働活動推進員の配置

- 市内公立小・中学校全校に設置した「地域学校協働本部」により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら地域の特色を生かした教育活動を推進し、多様な学習支援を行えるよう支援します。また、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を全小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。【教育指導課】 1 - (8) ア再掲

イ 地域、団体、企業、大学との連携による学校教育の実現

- 全中学校において職場体験学習を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や民間企業からの協力の下に、実地体験とオンラインでの職業講話を組み合わせるなど工夫して実施します。各中学校における職場体験の取り組み成果と課題は、進路指導主任会を通じて各学校からの聴き取り等を通じて把握し、教育委員会が職場体験受入れ事業者の確保に努めます。【教育指導課】
- 英語教育や特別支援教育、ICTの活用、不登校対策等、喫緊の教育課題等について、多摩市近隣の大学や関連企業等の協力を得ながら、研修の実施及び授業等の実践を進めます。【教育指導課】
- 「多摩市E S Dコンソーシアム連絡会」を12月までに開催し、多摩市のE S Dの目指す方向性や課題、各校や各団体の取り組みを共有するとともに、学校での地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援、並びにE S Dを通じた児童・生徒の学びを社会につなぐための方策等について協議し、協議の結果をE S D実践事例集に掲載して、各校へ共有します。【教育指導課】 1 - (2) イ再掲
- 各校のE S Dの取り組みを学校間や協力機関・団体等で共有できるよう、E S D実践事例集やE S D (S D G s) 啓発用チラシを作成し、多摩市役所のホームページに掲載したり、市内各校やコンソーシアム各団体に配布したりします。また、多摩市E S D推進アドバイザーを市内全校に派遣し、各校のE S Dの充実を図ります。【教育指導課】 1 - (2) イ再掲

ウ 公民館、図書館と学校との連携

- 公民館と学校との連携により、必要に応じ公民館施設を活用した学校活動の紹介や、イベント事業の場などを通じて、児童・生徒の学習成果を紹介する機会を設けます。【公民館】
- 第二次多摩市読書活動振興計画に基づき、児童・生徒及び学校図書館の読書活動発表の場の充実に努めます。【図書館】

(3) 教育相談の充実

34ページ

教育センターにおいて児童・生徒の情緒的、心理的な問題を的確に把握したうえで教育相談をすすめ、子ども家庭支援センター（こども家庭センター）や発達支援室等関係機関と連携しながら、相談内容の解決、改善に努めます。特に、不登校を主訴とする相談や不登校の状態にある児童・生徒の相談件数は年々増加傾向にあります。また、子どもの登校しない・したくてもできない背景に家庭の状況が影響していることもあることから、スクールソーシャルワーカー等の福祉専門職が学校と連携し、不登校児童・生徒及びその家庭に対応できる体制を充実させ、今後も支援を進めていきます。

また、「発達・教育初回相談窓口」を設置し、児童・生徒や保護者の主訴を確認し、発達支援室や教育相談室などが連携して対応します。相談内容は時代の変化とともに多様化・複雑化しているため、相談員の研修なども積極的に活用し、相談者の不安や困りごとに適切に対応できるように取り組みます。

ア 教育相談機能の充実

- 教育センターにおける教育相談では、児童・生徒の情緒的・心理的な問題を面談等からの的確に把握した上で、その課題及び背景に着目しながら支援を進めていきます。特に不登校等の環境調整が課題にある場合や、相談員（心理職）だけで対応が困難な場合には、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチの機能との連携を充実させ、受け身の相談だけでなく、積極的に介入できる支援にも取り組みます。相談の入り口としてwebフォームによる相談受付を整えることでより相談のしやすいしくみを継続します。【教育センター】

- 児童・生徒が自ら相談できる窓口周知のために引き続き「cocoroカード」を配付し、相談先を知らせる活動を充実します。【教育センター】
- 多様化・複雑化する課題に対応できるように、各相談ラインが実施する研修や相談員全体の研修や事例の検討を行える機会を設けます。【教育センター】

イ 関係機関との連携による子育て支援

- 近年の課題の多様化・複雑化により、学校が日常的に行っている教育相談だけでは対応しきれない場合も多く見受けられ、教育センター教育相談など関わる様々な関係機関へのつなぎや連携が欠かせないものとなっています。そのため、関係機関との密な連携をより丁寧に進め、各機関が有機的につながることで児童・生徒と家庭への支援に取り組んでいきます。引き続き発達教育初回相談窓口として発達と教育の相談窓口を一本化することで、相談者にとってわかりやすい相談体制とし、窓口の周知と内容の充実・webフォームでの受付等を進めます。また、新たに導入した発達教育相談システムにより、相談者の情報を的確に共有し、適切な相談機関で対応できるようにします。さらに、引き続きこども家庭センターとの連携会議を行い、支援の役割の明確化と役割の共有を図り、児童・生徒およびその家庭が支援のはざまに落ちることない体制の構築に努めます。【教育センター】

(4) 誰一人取り残さない視点に立った支援

34ページ

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善または克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にされた適切な指導や支援を行い、児童・生徒の生きる力を育成します。

特別支援教育の推進を担う教職員に対して、学習指導、生活指導、進路指導等学校が抱える教育課題を踏まえた研修等を実施し、より一層特別支援教育の取り組みが組織的に行えるようにします。

学校の要請等に応じ、医療や療育・心理の専門家とともに児童・生徒の発達特性に応じた支援方法や配慮事項等を協議できる場を設けるなど、学校の取り組みを支援します。

切れ目のない支援の充実に向け、引き続き就学相談や転学相談などの各種相談事業における保護者等との面談を丁寧に行い、児童・生徒のアセスメントに必要な検査等をスムーズに行える体制を整えていきます。

ヤングケアラーへの支援として、スクールソーシャルワーカーが福祉専門職として関係機関との連携を取り、特に子ども家庭支援センターのヤングケアラーコーディネーターと定期的な情報交換を行い、支援を充実させます。

第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業において、アンケート実施や、高校生グループディスカッションを行い、様々な意見を計画に反映していきます。

また、外国語を母語とする日本語指導が必要な児童・生徒は年々増加の傾向にあることから、今後、日本語指導の指導回数の増加や保護者への支援なども進めます。

ア 教員の特別支援教育における専門性向上

- 特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切な指導と必要な支援が行えるように、管理職研修をはじめ、特別支援教育コーディネーター研修や初めて特別支援学級等を担当する教員を対象とした研修等を継続します。また、特別支援教育の視点をどの教員ももつことができることを目指し、特別支援教育夏季特別講座として、希望する教員へ向けた特別支援教育の研修を継続します。都立特別支援学校の知識と技術を市内小・中学校へ普及させるため、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、授業相談等、都立特別支援学校教員を講師とした希望校への講師派遣の取り組みを推進します。【教育センター】

イ 家庭と学校が連携した特別支援教育の推進

- 就学前から小学校、小学校から中学校へ、さらに中学校から高校生へと学校種が変わる節目の際に、「就学支援シート」を用いて家庭から就学先への情報提供ができる仕組みを継続します。特に就学前から小学校については、大きな環境変化となるため、就学前機関に対しての「就学支援シート」の活用意義を説明し、全保護者あてに配布することで、環境変化にスムーズに適応する支援ツールとして活用します。中学・高校へ向けても児童・生徒一人ひとりに応じた支援が引き継がれるよう活用を推進します。【教育センター】

ウ 特別支援教育に関する相談の充実

- 就学相談や転学相談などにより、一人ひとりの子どもに合った学びの場の決定に向けた支援を行います。特別支援教育の適応等に関する課題の相談を巡回相談等の活用により学校と連携しながら推進していきます。また、特別支援教育に対するニーズの高まりに併せて、相談内容の多様化・複雑化も進んでいることから、心理相談員と所員との機能分化と人員体制を整え、さらなる体制の検討を行います。【教育センター】

エ 特別支援教育推進計画の実施

- 第三次多摩市特別支援教育推進計画（令和8年～令和12年）に則って、7つの施策に、学校や関係機関と連携しながら取り組みます。7つの施策の具体的な取組計画について、市立小中学校の教員を対象とした特別支援教育に関する研修や連絡会を通して周知を行い、実行性のある計画を進行します。そのために第三次多摩市特別支援教育推進委員会を設置し、進行管理を行います。【教育センター】
- インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個々の教育的ニーズに応える多様な学びの場の提供等の基礎的環境整備や、児童・生徒・保護者・教職員・地域住民が相互に理解しあえるような啓発や相談体制の充実などを進めます。【教育センター】

オ 外国人家庭への支援

- 日本語が十分に理解できない児童・生徒に対して、引き続き取り出し等による日本語指導を実施するとともに、個々の習熟度等の状況を踏まえ、より効果的な指導内容の充実を図ります。外国人児童・生徒数やその家庭への支援ニーズが年々増加していることを踏まえ、児童・生徒のみならず、保護者や家庭への支援の充実にも重点を置いて取り組みます。具体的には、保護者会や個別面談等における通訳支援を継続することで、文化や習慣の違いに起因する不安の軽減を図ります。また、指導回数や支援期間については、これまでの実績や課題を検証し、ニーズに即した在り方について検討を進めます。【教育センター】
- 外国語図書や日本語学習に役立つ図書（電子書籍を含む）を収集し、日本語を読むことが難しい方にも図書館で情報を得ることができるよう支援します。収集にあたっては、市内に在住する外国人の母国語の割合等にも配慮し、検討を進めます。【図書館】

カ 特別支援学級の新設

- 令和8年度から聖ヶ丘中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設し、対象生徒の受け入れを開始します。【学校支援課】

（5）学校施設・設備の安全・安心な環境づくり

35ページ

学校施設では、市が定める「第二次多摩市ストックマネジメント*24計画」に基づき、計画的な学校の改修工事を実施するとともに、地球沸騰化と言われている気候変動への対応として、校舎や体育館の断熱化・遮熱化など環境配慮技術の導入や、小学校体育館への空調設備の配備について検討します。

また、地域の拠点施設として、社会教育施設や他の公共施設等との複合化も検討します。

ア 計画的な学校施設の改修

- 計画的に進めている大規模改修工事について、大松台小学校改修工事（2ヶ年工事の2年目）を行います。【教育振興課】

イ 空調設備の整備

- 気候変動に対する教育環境改善と災害時避難所利用のため、小学校の体育館へ空調設備を整備します。また、空調設備の整備と併せて、遮熱改修を実施し空調効率の向上を図ります。【教育振興課】
- 学級数増加が見込まれる和田中学校のPTA室・生徒会室を普通教室として利用していくため、空調設備を整備します。また、導入から約20年を迎える南鶴牧小学校特別支援教室及び和田中学校図書室・特別支援教室の空調設備を更新します。【教育振興課】

ウ 多摩第三小学校の建て替え検討

- 多摩第三小学校の建て替えに向け、用地拡張のため地権者・借家人へ移転補償費など説明・提示・協議の上、合意形成を目指します。【教育振興課】

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため、国や東京都の施策に基づいた学級編制を行い、小1プロブレム、中1ギャップへの対応を進めます。

併せて、児童・生徒数が減少傾向にある地域等について、今後の推計も踏まえながら、学校規模等の現状を確認したうえで、より良い教育環境の実現のための学校規模等のあり方について検討を進めます。

ア 適切な学級規模の実現

- 令和3年4月1日に施行された義務教育標準法の改正、及び都の学級編制基準の改正に基づき、小学校は全学年について35人での学級編制を行います。また、令和8年度から国及び都の学級編制の基準が改正見込みであることから、こうした動きを踏まえて多摩市も中学校第1学年の学級編制基準を35人として準備を進めていきます。国や東京都の動向を注視しながら、児童生徒数・学級数の推計を正確に把握することで、施設整備、教員配置などで適宜対応ができるよう、関係課と連携していきます。【学校支援課】
- 子どもたちのより良い教育環境の実現に向けて、引き続き多摩市立小・中学校の再編について検討を進めていきます。【学校支援課】

学習指導要領の趣旨を踏まえた新たな学びの実現が求められる中、教員の長時間労働の実態は看過できない状況にあります。学校教育の質の向上のためには、教員の健康を守ることはもとより、研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力を高め、専門性を発揮できるようにすることが重要です。そのために、学校における働き方改革推進プランを策定し、教員の適正配置や支援スタッフの配置拡充などの人的支援のほか、休暇の取得促進や小学校教科担任制の段階的導入などを進め、教員の負担軽減を図り、生き生きと子どもたちと接することができる環境の整備に取り組みます。

ア 学校における働き方改革の推進

- 「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」の内容に基づき、タイムレコーダーを通して、管理職が教員の在校時間を客観的に把握し、現状を踏まえた対応策をはじめ、各校における働き方の改善のための重点目標等を管理職が自己申告書に明記します。また、その取り組み状況について、ヒアリングにより確認するなどして、管理職及び教員の勤務時間を意識した働き方改革を引き続き推進します。また、「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」を総合教育会議に報告します。【教育指導課】
- 部活動について、市内全中学校へ部活動支援のための「部活動指導員」等を引き続き配置するとともに、学校に適切な休養日の設定の徹底を定例校長会等で継続して働きかけます。また、部活動の地域連携・地域移行について、多摩市としての方針策定及び体制構築等について協議・検討するための協議会を、市長部局と連携して開催し議論を継続します。【教育指導課】
- 市内全校で学校事務の共同実施を行い、学校事務の見直し及び副校長や教員の事務の負担軽減を図ります。また、市内全小・中学校に「スクール・サポート・スタッフ」を、市内全小学校に「エデュケーション・アシスタント」を引き続き配置し、授業準備等をサポートして教員を支える人員体制を確保します。【教育指導課】
- 昇任2年目まで、特に昇任して1年目の副校長の負担軽減をするため、多摩市の会計年任用職員（副校長補佐）を令和8年度も引き続き配置できるよう職を設置（都の補助限度内での配置）します。【教育指導課】
- 各校に長期休業期間中における学校閉庁日を5日間設定させるなど、教員の夏季休暇等の取得の促進を図ります。また、教育委員会は、家庭・地域へ教員の勤務時間等に係る情報について、教育委員会だよりなどを通じて継続して周知し、地域・家庭の理解及び協力を得た取り組みを推進します。【教育指導課】
- 働き方改革の観点から、教育委員会の各課及び市役所関連部で実施している教員対象の研修の内容や回数、時間設定等を精査し、オンラインを効果的に活用するなど実施回数の削減や時間の短縮、移動等の時間の縮減を推進します。【教育指導課】
- 教育課程の編成・実施に当たっては、「カリキュラム・マネジメント」の視点を重視し、標準授業時数を大きく上回る過度な時数設定（余剰時数）を見直すよう指導・助言を行います。教育活動の質を担保しつつ、学校行事の精選やICTを活用した効率的な実施方法への転換を促すことで、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、持続可能な学校運営と教員の長時間勤務の解消を目指します。【教育指導課】

(8) ICT活用のための環境整備

35ページ

これまで整備してきた教育用ICT機器を授業で効果的に活用する支援を継続していくとともに、教育用端末等を更新するGIGAスクール構想第2期では、文部科学省が示す標準スペックを満たしつつ、使いやすい教育用端末等への更新、より高速なネットワーク環境のための更新を行い、教育用端末のさらなる利活用の促進に努めます。

また、教職員が利用する校務支援システムの次期更新では、校務支援システムのクラウド化などにより、学校内のみでなく、学校外、例えば在宅勤務が必要な場合でもシステムを使用できるようにするなど、多様な働き方の実現に向けた検討を進めていきます。

ア 導入機器の運用及び支援等

- GIGAスクール構想に基づき、令和3年度から学校で活用し、令和7年度末に更新した一人1台の教育用端末及びネットワーク環境について適切に管理するとともに、教育用ICT機器を効果的に活用してもらうための支援（ICT支援員の派遣・効果的な取り組みの周知）を継続的に実施します。【教育指導課】
- 校務支援システムの安定稼働を維持し、教員が効率よく校務を進められるよう支援します。【教育指導課】
- 学校で取り扱う児童・生徒の個人情報情報を適切に保護するため、定期の校内点検や、毎年度実施している教員研修を通じて、教職員に対する情報モラルやセキュリティ意識の向上に努めます。【教育指導課】

イ GIGAスクール構想第2期の取り組み

- 保守期限を迎えた大型提示装置及び無線アクセスポイントの機器更新を実施します。【教育指導課】

ウ 次期校務支援システム更新に向けた取り組み

- 東京都及び都内区市町村が参加する東京都GIGAスクール推進協議会において議論されている統合型校務支援システム等の共通化に向けた検討の中で情報収集を行い、令和10年度に予定している次期校務支援システム更新について検討を進めます。【教育指導課】

エ 教員の働き方改革の取り組み

- 教員の働き方改革を進めるため、市立中学校の教員向けに採点システムを導入します。【教育指導課】

(9) 地域における安全・安心な環境づくり

35ページ

保護者と学校、地域が連携することにより、子どもが安心して学校生活や地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。通学時の子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、通学路に設置した防犯カメラの更新を計画的に進めるとともに、保護者や地域と協力・連携した見守り体制の構築と見守り活動の支援をしていきます。

また、学校、警察、道路・公園管理者、教育委員会で通学路の合同点検を実施し、安全対策検討会議にて改善要望があった箇所について協議のうえ、樹木の剪定や道路標示の再溶着など必要な安全対策を講じます。

ア 通学路の安全対策

- 保護者や地域が主体となって行う見守り活動をサポートします。PTA、自治会、老人会、防犯協会、交通安全協会等による通学路の見守り活動を支援するため、全小学校を対象に、横断旗やベストなど活動に必要な消耗品を支給します。【学校支援課】
- 地域での見守り活動の参考にしてもらうため、「つうがくろだより」を通じて、現在それぞれの学校で行われている見守り活動について紹介します。【学校支援課】
- 各学校から改善要望があった通学路上の箇所について、関係機関と合同で点検を行い、対応策を協議します。各機関での安全対策の実施状況について、年度内に2回開催する安全対策検討委員会にて確認します。【学校支援課】

(10) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援

35ページ

学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用など、就学に伴う費用の支援を行うことで、家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習ができるようにします。

ア 就学援助費等の支給

- 要保護世帯（生活保護受給世帯）及び準要保護世帯（前年の収入が認定基準以下の世帯）を対象に、学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用など、就学に要する費用を支給します。新入学準備金については、小・中学校入学年度の前年度2月に支給し、入学時の経済的負担の軽減を図ります。【学校支援課】

広報紙やホームページなどを通じて、教育活動や教育委員会の取り組みに関する情報を積極的に発信します。

また、教育委員による教育訪問の際や教育委員会とPTA連合体による意見交換などを通じて、教育委員会の取り組みや児童・生徒に対する教育などについて保護者の理解、関心を高めるとともに、教育委員会や学校と保護者との信頼関係を深めていきます。

ア 教育委員会の事業や施策の情報発信

- 教育委員会の取り組み、教育施策や学校に関する情報、家庭での生活上の注意などを、主に市立小・中学校児童・生徒の保護者に対し周知するために、「多摩市教育委員会だより」を年5回発行します。また、自治会や市内企業などにも配布し、地域と学校が連携・協働した活動を推進します。【教育振興課】

イ 教育委員会、学校、保護者との情報交換の実施

- 市立小・中学校を教育訪問する際に実施する合同懇談会（教育委員と学校、保護者、地域との対話の場。令和8年度は3中学校区で実施予定）において、教育上の課題等に関するテーマについて、意見交換を行います。合同懇談会における意見交換のテーマなどをホームページなどで発信していきます。【教育振興課】
- 小学校PTA連絡協議会・中学校PTA連合会において、保護者と市長・教育長の間で意見交換をする「市長・教育長懇談会」を秋から冬季にかけ開催し、学校や子どもたちに関する身近な話題や今後の教育について、懇談を通して、子どもたちを取り巻く教育環境の向上を目指します。また、「市長・教育長懇談会」の様子を教育委員会だよりなどで発信していきます。【教育指導課】

5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

(1) 社会教育の充実

社会教育施設において、学習機会、活動場面の提供などで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促進するとともに、公民館、図書館などで実施している講座やイベント情報等を発信し、社会教育活動の充実を図ります。社会教育事業の実施にあたっては、市民や活動団体、関係部署との連携事業やアウトリーチ事業を推進し、多様な学びを提供します。

長野県富士見町にある社会教育施設、多摩市立八ヶ岳少年自然の家では、富士見町や隣接する国有林を管理する林野庁南信森林管理署の協力を受けながら、八ヶ岳の雄大な自然を利活用した体験活動の提供を通じて、児童・生徒をはじめ市民の社会教育・生涯学習活動の充実に取り組んでいきます。

また、これからの社会情勢を踏まえ、社会教育施設や事業運営についても、費用対効果の意識をもって事業展開をしていきます。

ア 市民活動の支援による生涯学習の振興

- 生涯学習の振興を図るため、市民企画講座など市民の学習活動を支援します。また、永山フェスティバル、VITAふれあいまつりなど市民団体が中心となった事業を共催して開催することで、団体間の交流や地域の活性化につながる支援をしていきます。【公民館】
- 関係課と連携し、地域課題解決のための講座やイベントに関連する図書のテーマ展示を実施するとともに、関連する図書の購入を積極的に行い市民の理解促進を図ります。【図書館】
- 第二次多摩市読書活動振興計画に基づき、おはなし会ボランティア団体等の活動の支援を行います。また、読み聞かせに関する講座を開催し、図書館内に限らず、様々な場所における読み聞かせ活動の担い手となり得る人材の育成に取り組めます。【図書館】
- 市民企画の講座、イベントなどを中央図書館や関戸図書館の活動室やラーニングコモンズの特性を活かして実施し、市民の生涯学習を振興していきます。【図書館】

イ 学習情報の効果的な発信

- 「公民館通信」を年6回発行し、公民館で開催する講座やイベント情報、事業の報告などを周知します。また、小学生や保護者が対象となる講座等については「多摩市教育委員会だより」への掲載等をはじめ、さまざまな媒体を用い周知を図ります。【公民館】
- 関係課等と連携し、地域課題解決のための図書のテーマ展示、中央図書館の活動室等での講座、イベント実施により、市民への情報提供に取り組めます。【図書館】

- 図書館の活動を「やまばと通信」等の紙媒体、図書館ホームページ、多摩市公式SNSなど、様々な手法により効果的に情報発信します。【図書館】
- 中央図書館や関戸図書館等施設内や館外に設置しているデジタルサイネージを活用し、図書館の案内や講座やイベント情報などの学習情報を効果的に発信していきます。【図書館】

ウ ハヶ岳少年自然の家を活用した社会教育・生涯学習活動の充実

- ハヶ岳少年自然の家を利用する児童・生徒や青少年団体に対し、学校や家庭では経験することができない移動教室やスキー教室、体験林業、キャンプ、野外体験活動などの自然の中でしか学ぶことのできない機会を安全に配慮したうえで提供します。また、子どもの自主性や協調性を大切にしながらその活動を支援することにより、心身ともに健全な子どもを育成します。【教育振興課】2-(6)エ再掲
- ハヶ岳少年自然の家の施設の特徴を生かした自然体験活動や富士見町の魅力を伝えるような主催事業を実施するとともに、施設特性に合うよう団体での利用促進に努めます。【教育振興課】2-(6)エ再掲

(2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実

39ページ

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子が一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

- 小・中学校、幼稚園、保育園、公共施設を活用し「家庭教育学級・講座」を実施します。オンラインを活用するなど多様な方法での開催を提案し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の子ども理解につながる学びの機会を充実させることで、家庭教育力の向上を図ります。【公民館】2-(6)ア再掲
- 家庭教育・子育てを支援する講座として、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」も踏まえながら、家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これからの生き方などを考える継続した学びの講座などを実施します。【公民館】2-(6)ア再掲
- 保育室を毎月定期的に開放し、乳幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集い、相互に情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによって、日頃の子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【公民館】2-(6)ア再掲

イ 読書活動の推進

- 関係課が開催する子育てや子どもの理解を深める講座に関連するテーマ展示、図書（電子書籍を含む）購入を図書館で行い、市民の理解促進を図ります。【図書館】
- 健康センターにおける3ヶ月健診受診者を対象とした「ブックスタート 多摩市絵本かたりかけ事業」（月2回）を継続します。一人ひとりに直接絵本をお渡しし、乳児期から継続した絵本との出会いの大切さを伝えていきます。また、その後の切れ目ない読書支援の一環として、幼稚園・保育園・児童館・学童クラブへ本のセット貸出・セレクト貸出(配送・集荷)を継続して実施し、利用促進を図ります。【図書館】
- 中央図書館は、親子での読み聞かせや会話しながら本が選べる親子利用のしやすい開架エリアとしました。おすすめする絵本・児童書の紹介・展示やおはなし会の定期的な実施、またそこで取り上げた本を積極的に紹介するなどにより、子どもの読書活動を振興していきます。【図書館】2-(6)ウ再掲

ウ 生活習慣、家庭教育に関する情報発信

- 多摩市公立小学校、中学校それぞれのPTA連合体の研修会や全体会等の会議に必要なに応じて参加し児童・生徒に関わる課題や情報について共有するとともに、各校PTA役員が交流し学び合える場としての各連合体の活動の支援を行います。【教育指導課】3-(6)ウ再掲

- 家庭教育・子育て関係係長会議を開催し、家庭教育等に関する課題と各所管課の取り組みを共有することで、効果的・効果的な事業運営に努めます。【教育振興課・公民館】 3 - (6) ウ再掲
- 家庭教育等に関する課題など、家庭教育・子育て関係係長会議で共有した情報をより地域に発信できるよう、公民館の場を提供します。【公民館】

(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実

39ページ

多摩ふるさと資料館は、学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点として利活用を積極的に進めます。

また、知の地域創造の中核を担う中央図書館を中心として、市内図書館と行政資料室の図書館ネットワーク網により、豊富な資料・情報を揃え、誰もが学べる学習環境のさらなる充実を図ります。

公民館は、時代や社会的状況の変化やニーズを捉え、地域課題や文化芸術など様々な学びを提供するとともに、ICT等を活用した遠隔学習環境を整備するなど、誰もがどこでも学べる環境の充実を図ります。また、学校へ通いづらい子どもたちや居場所を見つけづらい大人たちなど、多様な人たちが交流しながら自分自身を掘み、その能力を発揮できる学びの場づくりにより市民の暮らしを豊かにすることを目的として、地域住民や活動団体と協働し、地域資源を広域的に活用しながら様々な事業を展開します。

ア 誰もが学べる学習環境の充実

- 過去に撮影した多摩市の貴重な映像記録や文化財映像を多摩市デジタルアーカイブ等を活用して市民に公開することで、多摩ふるさと資料館等への来館が難しい市民にも多摩市の歴史に触れていただく機会を提供します。
【教育振興課】
- 多摩ふるさと資料館の見学時、展示説明の補助解説として多摩市デジタルアーカイブの活用を図ります。【教育振興課】
- 中央図書館では、誰もが学べる学習環境の充実を図るため、開架20万冊以上・閉架35万冊を目途に蔵書の充実を図ります。【図書館】
- 地域資源を活用し、地域で活動する人たちと協働しながら、学校生活になじめない子どもを対象として遊んでまなぶ「ひのたまULTLAプロジェクト」を日野市と連携して実施します。【公民館】

(4) 文化・歴史学習の充実

40ページ

多摩市で受け継がれてきた有形・無形の文化財や郷土資料、文化財施設を積極的に事業や講座等を通じて活用し、伝統文化や郷土の歴史に触れるなど学び親しむ機会を充実させるとともに、多摩市デジタルアーカイブの充実を図り、誰でも、どこにいても、郷土の文化や歴史学習を可能にすることで、次代を担う子どもたちをはじめ、郷土の文化に対する市民の理解促進に努め、後世への継承に取り組みます。

また、多摩市が令和5年度に寄付を受けた国登録有形文化財の保存活用計画を策定し、保存や活用方針を定めるとともに、市民をはじめ多くの方々と協力しながら有効活用に向けた検討を進めます。

ア 文化・芸術学習の充実

- 関戸公民館にある茶室を活用した茶道入門講座を実施するほか、子どもたちが身近に音楽や演劇などに触れる機会ができるよう、市民や地域の団体などと連携し場の提供をおこなっていきます。【公民館】

イ 郷土の歴史や文化財に対する学習機会の充実

- 旧多摩聖蹟記念館や多摩ふるさと資料館等の文化財施設を会場に、多摩市の歴史や地域の文化に直接触れる機会を市民に提供するため、所蔵している文化財資料等を活用した企画展示や展示解説等を開催します。【教育振興課】
- 多摩市の貴重な文化財を後世に継承し、多くの人々に親しまれるような魅力のある活用事業を展開するために、鶴牧西公園内の国登録有形文化財「川井家住宅主屋・旧川井家住宅土蔵」の保存活用に向けた利活用方針を策定します。【教育振興課】
- 東京都埋蔵文化財調査センターとの共催事業や、旧多摩聖蹟記念館における都立桜ヶ丘公園との共催による音楽コンサート、多摩市植物友の会との共催による自然観察会など、市民団体や関係機関等と連携した事業を実施します。【教育振興課】

- 古民家や旧多摩聖蹟記念館において歴史的建造物を直に見て郷土の歴史に触れる機会を提供するとともに、多摩ふるさと資料館において市内で出土した土器や、民俗・生活資料等を間近で見る機会を恒常的に提供します。
【教育振興課】 2 - (6) オ再掲
- 多摩ふるさと資料館において、夏休み期間にあわせた子ども向けのイベントや文化財資料等の企画展示を開催し、地域の歴史・文化への理解促進に努めます。【教育振興課】 2 - (6) オ再掲
- 過去に撮影した多摩市の貴重な映像記録や文化財映像を多摩市デジタルアーカイブ等を活用して市民に公開することで、多摩ふるさと資料館等への来館が難しい市民にも多摩市の歴史に触れていただく機会を提供します。
【教育振興課】 5 - (3) ア再掲
- 多摩市にまつわる歴史について、パルテノン多摩学芸員等との連携により、郷土史に係る講座を実施するなど、地域の歴史・文化の理解に努め、地域の愛着の醸成に努めます。また、講座を通して市民同士の交流を図るとともに、ICTを活用した取り組みも行っています。【公民館】 2 - (6) オ再掲

(5) 地域活動の支援

40ページ

生涯を通して自ら学び、社会参画できる機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化など、新たなまちづくりにつながるよう、社会的課題や地域課題などを啓発する講座・事業等を実施し、地域の教育力の強化を図ります。

推進委員会や児童館等の施設との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきます。

また、地域活動の拠点の一つとして、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を進め、スポーツ活動やその他多種多様な活動を行っている地域団体を支援します。

ア 地域活動の支援

- 地域の活動団体や学校、児童館等の地域の拠点施設と連携しながら講座を開催します。地域課題等「学びを共有」する場づくりから、地域活動へのきっかけづくりができるよう支援していきます。【公民館】
- 各種講座や事業において、事前の宣伝だけではなく、講座の過程やレポートなどの事後広報を行うなど情報発信の工夫を図り、市民の関心を高め、事業をはじめとした地域活動への参加を促すことを目指します。【公民館】
- 学校部活動に関連する様々な文化活動について、社会教育の分野から支援する最適な在り方を、学校と連携し実践を交えながら検討を進めます。【公民館】
- 学校部活動の地域連携・地域展開に関して全団体に周知したうえで、学校開放施設ごとに設置される学校開放施設連絡協議会と学校及び教育振興課が使用時間の調整等を行い、学校施設等を団体の活動の場として開放することにより、地域活動を支援します。【教育振興課】

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）

— 子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへ —

別冊 令和8年度の取り組み

発行 令和8年4月
多摩市教育委員会
東京都多摩市永山1丁目5番地
電話 042-338-6872

編集 教育部教育振興課

印刷番号 8 - 3